

未引揚者國家賠償に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十六日

小川友三

參議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿參年六月廿八日

未引揚者國家賠償に関する質問主意書

昨年九月より國家賠償法が施行された、從來よとまつた賠償支出しておらない、第一に善政として未引揚者に政府は國家賠償すべきである。

未引揚者に賠償出來なければ遺族に賠償すべきであるが、政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。